

お 知 ら せ

（厚生労働大臣が定める掲示事項）

当院では、以下の事項について東北厚生局岩手事務所に届出を行い、保険給付を実施しております。
詳しくは、受付窓口（事務局）にお問い合わせ下さい。

1. 入院基本料に関する事項

（1）急性期一般入院料4

当病院では、1日に62人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。
なお、各病棟毎の配置は次のとおりです。

		4階東病棟	4階西病棟	5階東病棟	5階西病棟
1 日 の 看 護 職 員 数		16人以上	16人以上	15人以上	15人以上
看護職員受持数	日勤帯	4人以内	5人以内	6人以内	6人以内
	準夜帯	12人以内	17人以内	16人以内	16人以内
	深夜帯	9人以内	17人以内	16人以内	16人以内

（2）精神病棟入院基本料15対1

当病棟では、1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝 8時30分～夕方16時30分（日勤帯）まで、看護職員1人当たりの受持ち数は 4人以内です。
- ・ 夕方16時30分～深夜 0時30分（準夜帯）まで、看護職員1人当たりの受持ち数は 8人以内です。
- ・ 深夜 0時30分～朝 8時30分（深夜帯）まで、看護職員1人当たりの受持ち数は 8人以内です。

また、朝8時30分から夕方16時30分までの時間帯には、身支度や食事等の身の廻りのお世話をさせていただく看護要員3人が勤務しています。

2. DPC対象病院に関する事項

当病院では、厚生労働大臣よりDPC対象病院の指定を受けて入院にかかる費用をDPC／PDPS（包括評価制度）にて算定しており、当院の医療機関係数は 1.4302 となっています。

3. 東北厚生局長へ届出している事項

3-1. 食事療養に関する事項

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事が適時（夕食は午後6時以降）、適温で提供されます。
なお、入院時食事療養費の標準負担額は以下のとおりです。

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食あたり）	
上位所得者	現役並み	510円	
一般	一般		
小児慢性特定疾病児童等または指定難病患者	指定難病患者	300円	
低所得者	低所得者Ⅱ	入院90日目まで	240円
		入院91日目以降	190円
該当なし	低所得者Ⅰ	110円	

3-2. 施設基準に関する事項

当病院では、次に掲げる事項について必要な人員、体制、施設及び備品等が整備されており、当該基準を実施する保険医療機関として届出を行っております。

【基本診療料の届出施設基準】

（1）医療DX推進体制整備加算3	（2）医療情報取得加算
（3）急性期一般入院料4	（4）精神病棟入院基本料（15対1）・重度認知症加算
（5）臨床研修病院入院診療加算（基幹）	（6）救急医療管理加算
（7）超急性期脳卒中加算	（8）妊産婦緊急搬送入院加算
（9）診療録管理体制加算1	（10）医師事務作業補助体制加算1（15対1）
（11）医師事務作業補助体制加算1（50対1）（精神）	（12）急性期看護補助体制加算（25対1）（看護補助者5割以上）・夜間100対1急性期看護補助体制加算・夜間看護体制加算・看護補助体制充実加算1
（13）看護職員夜間16対1配置加算1	（14）看護配置加算（精神）
（15）看護補助加算1・看護補助体制充実加算1	（16）重症者等療養環境特別加算
（17）無菌治療室管理加算1	（18）緩和ケア診療加算・個別栄養食事管理加算
（19）精神科身体合併症管理加算	（20）がん拠点病院加算1 地域がん診療病院
（21）医療安全対策加算1・医療安全対策地域連携加算1	（22）感染対策向上加算1・指導強化加算
（23）患者サポート体制充実加算	（24）重症患者初期支援充実加算
（25）褥瘡ハイリスク患者ケア加算	（26）ハイリスク妊娠管理加算
（27）ハイリスク分娩管理加算	（28）後発医薬品使用体制加算1
（29）バイオ後続品使用体制加算	（30）病棟薬剤業務実施加算1・2
（31）データ提出加算2及び4 許可病床数200床以上	（32）入退院支援加算1・地域連携診療計画加算・入院時支援加算
（33）認知症ケア加算1	（34）せん妄ハイリスク患者ケア加算
（35）精神疾患診療体制加算	（36）地域医療体制確保加算
（37）救命救急入院料3・救急体制充実加算2（A評価）・早期離床・リハビリテーション加算	（38）小児入院医療管理料4・養育支援体制加算

【特掲診療料の届出施設基準】

(1) 外来栄養食事指導料 1・栄養管理加算	(2) 心臓ペースメーカー指導管理料・遠隔モニタリング加算
(3) 糖尿病合併症管理料	(4) がん性疼痛緩和指導管理料
(5) がん患者指導管理料イ・ロ・ニ	(6) 外来緩和ケア管理料
(7) 糖尿病透析予防指導管理料	(8) 小児運動器疾患指導管理料
(9) 乳腺炎重症化予防ケア・指導料	(10) 婦人科特定疾患治療管理料
(11) 二次性骨折予防継続管理料 1・3	(12) 慢性腎臓病透析予防指導管理料
(13) 院内トリアージ実施料	(14) 外来リハビリテーション診療料
(15) 外来放射線照射診療料	(16) 外来腫瘍化学療法診療料 1・連携充実加算
(17) がん治療連携計画策定料	(18) がん治療連携管理料 1（がん診療連携拠点病院）
(19) 外来がん患者在宅連携指導料	(20) ハイリスク妊産婦連携指導料 1
(21) こころの連携指導料（Ⅱ）	(22) 薬剤管理指導料
(23) 連携強化診療情報提供料 注 1	(24) 医療機器安全管理料 1
(25) 医療機器安全管理料 2	(26) 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料（緩和ケア・褥瘡ケア）・専門管理加算（緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケア・人工膀胱ケア）
(27) 在宅療養後方支援病院	(28) 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定
(29) 造血管腫瘍遺伝子検査	(30) 遺伝学的検査 注 1
(31) BRCA1/2 遺伝子検査（血液を検体とするもの） 1 卵巣癌患者・2 乳癌患者・4 前立腺癌患者	(32) HPV 核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
(33) 検体検査管理加算（Ⅱ）	(34) 植込型心電図検査
(35) 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト	(36) コンタクトレンズ検査料 1
(37) 小児食物アレルギー負荷検査	(38) 前立腺針生検法（MR I 撮影及び超音波検査融合画像によるもの）
(39) CT 撮影（16列以上64列未満）	(40) MR I 撮影（1.5テスラ以上3テスラ未満）
(41) 大腸CT 撮影加算	(42) 一般名処方加算
(43) 抗悪性腫瘍剤処方管理加算	(44) 外来化学療法加算 1
(45) 無菌製剤処理料	(46) 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）・初期加算・急性期リハビリテーション加算
(47) 廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）・初期加算・急性期リハビリテーション加算	(48) 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）・初期加算・急性期リハビリテーション加算
(49) 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）・初期加算・急性期リハビリテーション加算	(50) がん患者リハビリテーション料
(51) 通院・在宅精神療法 療養生活継続支援加算	(52) 依存症集団療法 3（アルコール依存）
(53) 精神科ショート・ケア「小規模なもの」	(54) 医療保護入院等診療料
(55) 人工腎臓 慢性維持透析を行った場合 1	(56) 導入期加算 1
(57) 透析液水質確保加算	(58) 慢性維持透析濾過加算
(59) 下肢末梢動脈疾患指導管理加算	(60) ストーマ処置・ストーマ合併症加算
(61) 脳刺激装置植込術（頭蓋内電極植込術を含む。）及び脳刺激装置交換術	(62) 背髄刺激装置植込術及び背髄刺激装置交換術
(63) 乳がんセンチネルリンパ節加算 2 及びセンチネルリンパ節生検（単独）	(64) 乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）
(65) 経皮的冠動脈形成術	(66) 経皮的冠動脈ステント留置術
(67) ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	(68) 植込型心電図記録計移植術及び植込型心電図記録計摘出術
(69) 大動脈バルーンパンピング法（IABP法）	(70) 経皮的動脈遮断術
(71) ダメージコントロール手術	(72) 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
(73) 内視鏡的小腸ポリープ切除術	(74) 医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術
(75) 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術	(76) 輸血管理料 I
(77) 輸血適正使用加算	(78) 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
(79) 胃瘻造設時嚥下機能評価加算	(80) 麻酔管理料（Ⅰ）
(81) 放射線治療専任加算	(82) 外来放射線治療加算
(83) 高エネルギー放射線治療	(84) 画像誘導放射線治療（IGRT）
(85) 体外照射呼吸性移動対策加算	(86) 定位放射線治療
(87) 定位放射線治療呼吸性移動対策加算	(88) 保険医療機関間の連携による病理診断（送付側）
(89) 保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製（送信側）	(90) 悪性腫瘍病理組織標本加算
(91) 看護職員処遇改善評価料51	(92) 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
(93) 入院ベースアップ評価料64	(94)

4. 明細書の発行状況に関する事項

当院では、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書の発行をしております。

（一部負担金の支払いのない患者さんにも発行しております。）

明細書には、使用した薬剤や行なわれた検査が記載されますので、ご家族の方が代理で会計を行う場合の代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は会計窓口までお申し出下さい。

令和 7 年 10 月 1 日
岩手県立大船渡病院 院長